

別表 1

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	105(106・107・108)・1222
特定事業の名称	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
措置区分	省令、告示、通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を選定する件(平成21年内閣府告示第3号) ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を選定する件(平成13年国土交通省告示第1664号) ・道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) ・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付自動車交通局長通達)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものは、道路運送車両法上、原動機の総排気量又は定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車となる。自動車又は原動機付自転車は、保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。なお、道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条第1項の規定に基づき、保安基準及び保安基準に基づく告示に定める基準のうち、国土交通大臣が定めるものについては、地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の様相が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、基準緩和を受けることができる。また、自動車のうち、国土交通大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、告示により示されている。</p> <p>道路交通法上、自動車の中には車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じて、大型又は小型特殊自動車に分類されるものがあるが、そのうち、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車は、内閣府告示で定められている。</p> <p>また、道路交通法第77条第1項においては、道路において工事若しくは作業、工作物の設置、露店等の出店又は一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態や方法により道路を使用する行為等で都道府県公安委員会が定めるものをしようとする者は、警察署長の許可を受けなければならないこととされている。</p>
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における一定の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施する必要があるが、かつ、当該実証実験の実施主体において、当該実証実験を確実に行うための態勢(※1)を整えていると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その原動機の排気量又は定格出力に応じて、原動機付自転車又は内閣総理大臣と国土交通大臣がそれぞれ指定する特殊な構造を有する自動車(以下「特殊自動車」という。)に区分する。</p> <p>また、原動機付自転車に区分されるものについては、保安基準第55条第1項に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようにするとともに、原動機付自転車に区分されるもの及び特殊自動車に区分されるもののそれぞれについて、地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行い、認定を受けることにより、保安基準の緩和措置(※2)を受けることができるようにする。</p> <p>さらに、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについては、都道府県公安委員会規則で定める、ナンバーを車体後面へ表示する義務の対象とする必要がないことを示すとともに、実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化し、実証実験に係る道路使用許可の基準等(※3、※4)を示すため、都道府県警察に対して通達を發出する。</p>

※1 実証実験を確実に行うための態勢

- ・実証実験を確実に行うための体制が整えられていること。
- ・安全に実証実験を行うための対策が取られていること。
- ・実証実験における事故及びヒヤリハットの発生状況等に関する関係行政機関への定期的な報告が確実に実施される態勢が整えられていること。

※2 実証実験で使用される搭乗型移動支援ロボットについて、新たに基準緩和の対象項目とする基準項目の例

- ・制動装置の性能
- ・前照灯の装備(昼間のみ運行する場合に限る)
- ・後部反射器の装備(昼間のみ運行する場合に限る)
- ・警告器の音量
- ・後写鏡の装備

※3 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可基準

○実施の趣旨

- ・国又は地方公共団体が当該実証実験の実施に関与するものであること。
- ・適切な実施体制がとられていること。

○実施場所

- ・幅員がおおむね3.0メートル以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道であって、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上であること。
- ・歩行者及び自転車(以下「歩行者等」という。)の通行に支障が認められない場所であること。
- ・搭乗型移動支援ロボットが6キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、通行量が最大となると見込まれる時間の1時間当たりの歩行者等の通行量が幅員1メートル当たり合計120人・台以下であること。

○横断方法

- ・搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が、長さ120センチメートル、幅70センチメートル、高さ109センチメートルを超えず、かつ、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができず、歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物もないものである場合には、横断歩道を通行すること。
- ・搭乗型移動支援ロボットの大きさ及び構造が上記に該当しない場合には、原則として自転車横断帯を通行し、自転車横断帯のない場合のみ横断歩道を通行すること。

○実施時間

- ・搭乗型移動支援ロボットが灯火装置を備えていない場合には、日出時から日没時までの時間であること。
- ・多数の幼児の通行が見込まれる時間が含まれないこと。
- ・許可期間は、最大6ヶ月の範囲内で、歩行者等の通行及び沿道の状況に応じた期間とすること。

○保安施設及び保安要員の配置

- ・実施場所の周囲に、実証実験中であること、実証実験に参加する場合には注意が必要であること及び実証実験に参加しない場合の通行場所を表示する看板を十分な数だけ設置すること。

また、日没時から日出時までの間(以下「夜間」という。)に実証実験を実施する場合には、夜間においても歩行者等が看板を確認できるようにするための措置をとること。

- ・実証実験中は、実施場所に現場責任者が常駐すること。
- ・実証実験中は、歩行者等との衝突のおそれのある箇所又は各搭乗型移動支援ロボットの近傍に、保安要員を配置すること。
- ・保安要員は、搭乗型移動支援ロボットに搭乗しないこと。ただし、実証実験において既に使用され、搭乗している者が保安要員としての業務を安全に行えることが確認されたものに搭乗するときは、この限りでない。
- ・搭乗型移動支援ロボットが10キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造である場合には、実施場所への歩行者等の進入を物理的に防止する措置をとること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○搭乗型移動支援ロボットの構造等 <ul style="list-style-type: none"> ・大きさは、おおむね、長さ150センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。 ・道路外において、走行時の安全性及び安定性に関する実験が十分に実施されたものであること。 ○操縦者 <ul style="list-style-type: none"> ・大きさ及び構造並びに原動機の大きさに応じた運転免許を受けていること。 ・操縦方法に関する講習を受け、十分な操縦経験を有していること。 ・未成年者であるときは親権者の同意書が添付されていること。 ○実証実験内容 <ul style="list-style-type: none"> ・搭乗型移動支援ロボットの走行の場所、経路、速度、方法等に危険が認められないこと。 ・実証実験として適切な内容であること。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・道路又は交通の状況に照らし、支障がないこと。 ※4 実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する許可条件(※3以外のもの) <ul style="list-style-type: none"> ・特に歩行者に注意し、道路の状況に応じた安全な速度と方法で走行すること。 ・周囲に歩行者がいるときは、徐行すること。 ・歩行者の通行を妨げるおそれのあるときは、一時停止すること。 ・他の搭乗型移動支援ロボットと並進しないこと。 ・夜間は、前照灯その他の必要な灯火をつけること。 ・申請に係る操縦者1名以外のものが搭乗しないこと。 ・操縦者はヘルメットを着用すること。 ・実証実験のための資機材等は、みだりに道路上に放置しないこと。 ・見学者を車道に出さないこと。 ・道路又は交通の状況に照らし、交通の安全と円滑を図るために必要と認められる事項
<p>同意の要件</p> <p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>特になし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実証実験の実施主体は、当該実証実験に使用する搭乗型移動支援ロボットについて、地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。 ・実証実験の実施主体は、実証実験に係る場所を管轄する警察署長に道路使用許可を申請し、許可を受けること。

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	506(513)
特定事業の名称	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「技能実習1号口の上陸基準」という。）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	技能実習1号口の上陸基準において、実習実施機関に受け入れられる技能実習生（1号）の人数については、当該機関の常勤の職員の総数の20分の1以内であることとされ、この特例として、実習実施機関が商工会議所等の会員である中小企業者である場合等であって、当該機関の常勤の職員の総数が50人以下のときは、当該機関に受け入れられる技能実習生の人数は、当該総数を超えるものでなく、かつ、3人の範囲内であることとされている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、下記2により特定された本邦の公私の機関（外国人に対する技能実習が3年以上引き続き行われており、かつ、過去3年間適正に実施していると認められるものに限る。）において「技能実習1号口」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書交付の申請があった場合には、当該外国人に係る技能実習1号口の上陸基準第25号の50人以下の項の下欄の規定（以下「人数枠」という。）の適用については、同下欄中「3人」とあるのは「6人」とする。</p> <p>（1）当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。</p> <p>（2）上記（1）の業種に属する事業について当該特区が次のいずれかに該当することにより、技能実習生派遣国との間に密接な経済的交流があると認められること。</p> <p>① 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の技能実習生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。</p> <p>② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所の半数以上が技能実習生派遣国において直接投資を行っていること。</p> <p>（3）当該特区内において技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>（4）当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p>2. 上記1の認定を申請する地方公共団体は、その設定する特区内において、人数枠の特例を受けて技能実習生を受け入れようとする機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1の認定を受けた地方公共団体は、上記2により特定された機関に対して定期的な訪問調査の実施等により、外国人に対する技能実習が適正に実施されているかを確認し、その結果及びこれを踏まえた特区計画の変更の有無について、年に1回関係機関に報告しなければならない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び	大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 (略) 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2～6 (略) 大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。 第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

番号	907-1
特定事業の名称	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	老人福祉法第15条第1項から第5項まで
特例を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。 ・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法第118条第2項の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令（※）に定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により都道府県（同法第34条の規定により同法第17条第1項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。 <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>※ 当該認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定。（「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則」（平成15年厚生労働省令第58号））</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし